

## 事業評価書（事後）

平成21年8月

評価対象（事業名）	地域支援事業	
主管部局・課室	老健局振興課	
関係部局・課室	老健局高齢者支援課、老人保健課	
関連する政策体系		
基本目標	IX	高齢者ができる限り自立し、生きがいを持ち、安心して暮らせる社会づくりを推進すること
施策目標	3	高齢者の健康づくり・生きがいづくりを推進するとともに、介護保険制度の適切な運営等を通じて、介護を必要とする高齢者への支援を図ること
施策目標	3-1	高齢者の介護予防・健康づくりを推進するとともに、生きがいづくり及び社会参加を推進すること
個別目標1	効果的な介護予防・健康づくりを推進すること	
個別目標2	介護予防に関する普及・啓発や自主的な地域活動の育成・支援を実施すること	
個別目標3	高齢者の社会参加・生きがいづくりのための活動を支援すること	

## 1. 現状・問題分析

事前評価実施時における現状・問題分析（平成17年度）
<p>(1) 現状分析 介護保険の給付費が増加しているが、軽度認定者の増加が著しく、今や全体の約半数を占めている。また、高齢者の一人暮らし世帯や認知症高齢者などの急激な増加が見込まれている。</p> <p>(2) 問題点 現在の市町村事業が、要支援・要介護状態になることの防止につながっていない。また、地域で高齢者が安心して暮らすことのできるための包括的な支援体制が確立していない（中重度者の処遇困難事例などについて、ケアマネジャーが対処しきれていないなど。）</p> <p>(3) 問題分析 従来から、市町村が介護予防や包括的ケアに取り組む事業として、様々なものが見受けられたが、対象者に重複があり、適切なマネジメントなしに行われていたことから、非効率であるなどの問題点が指摘されていた。</p> <p>(4) 事業の必要性 制度の「持続可能性」を高めるためには、介護保険制度全体を『予防重視型システム』へと転換するとともに、地域包括ケアのための体制づくりを強化する必要がある。</p>
事後評価実施時（現在）における現状・問題分析
<p>地域支援事業として、</p> <p>① 要支援・要介護となる前の高齢者を対象に、要支援・要介護状態になることを予防する目的として実施する「介護予防事業」、</p> <p>② 高齢者への総合相談や要支援認定者への介護予防マネジメント、処遇困難事例を抱えるケアマネジャーへの継続的・包括的支援を行う「包括的支援事業」、</p> <p>③ 介護保険の保険者である自治体が、地域の実情に応じた介護予防に資する事業を行う「任意事業」を実施している。</p> <p>介護予防事業の実施により、介護予防に関する十分な理解が促進され、介護予防に関する普及・啓発や自主的な地域活動の育成・支援が実施されるとともに、要支援・要介護状態となるおそれの高い高齢者（特定高齢者）については、介護予防特定高齢者施策に参加して改善する人数が大幅に増加している。</p>

(整理番号18)

また、包括的支援事業を実施する地域包括支援センターの設置により、多様な地域資源のネットワーク化などが図られ、地域で高齢者が安心して暮らすことのできるための包括的な支援体制の構築が進められている。

さらに、任意事業の実施により、平成19年度には235の市町村が高齢者の生きがいつくりと健康づくり推進事業を実施するなど、高齢者の生きがいつくりを支援しているものであり、高齢者が地域において自立した日常生活を営むことに資するものとなっている。

今後とも、地域支援事業を継続し、安定的な制度運営を図るための『予防重視型システム』の充実と地域包括ケアの体制作りをさらに図っていく必要がある。

現状・問題分析に関連する指標					
	H16	H17	H18	H19	H20
1 地域包括支援センターの設置市町村数	—	—	1,483	1,640	1,657
(調査名・資料出所、備考)					
1 地域包括支援センターの運営状況に関する調査(老健局振興課)					

## 2. 事業の内容

### (1) 事業の実施主体

実施主体：国、厚生局、労働局(監督署、安定所、均等室)、検疫所 都道府県、市区町村、独立行政法人、社会福祉法人、公益法人 その他( )
---

### (2) 事業の内容(概要)

総合的な介護予防システムの確立のためには、要支援・要介護状態になる前からの介護予防が重要である。このため、効果的な介護予防サービスを提供するとともに、地域における包括的・継続的なマネジメント機能を強化する観点から以下の内容の事業を実施するものである。

#### <事業内容>

##### 1. 介護予防事業

###### (1) 特定高齢者施策

虚弱高齢者に対して介護予防の観点から実施する事業

###### (2) 一般高齢者施策

ア. 介護予防に関する情報の提供・収集

イ. 地域におけるボランティア活動等を活用した介護予防のための活動等の実施

ウ. 地域住民に対する介護予防に資する活動を行おうとする場の提供等の支援など

##### 2. 包括的支援事業

###### (1) 介護予防ケアマネジメント事業

上記1(介護予防事業)の介護予防サービスのケアマネジメント

###### (2) 総合相談支援事業

地域の高齢者の実態把握、介護以外の生活支援サービスとの調整等

###### (3) 権利擁護事業

虐待の防止、虐待の早期発見等

###### (4) 包括的・継続的ケアマネジメント支援事業

地域における介護支援専門員や主治医、関係機関等の連携

##### 3. 任意事業

地域の実情に応じ、創意工夫を生かして、介護保険事業の運営の安定化及び被保険者の地域における自立した日常生活の支援のために必要な事業

### (3) 予算

一般会計・年金特会・労働保険特会・その他( )					
予算額(単位:百万円)	H18	H19	H20	H21	H22
	47,311	53,853	62,632	67,855	69,756
※「H22」については予算概算要求額					

## 3. 事前評価実施時における目標・政策効果が発現する時期

事業の目標
地域包括支援センターの設置市町村数

## 4. 評価指標等

アウトプット指標 (達成水準/達成時期) ※【 】内は、目標達成率(実績値/達成水準)					
	H16	H17	H18	H19	H20
1 地域包括支援センターの設置 保険者数 (全保険者に設置/平成20年度)	— 【-%】	— 【-%】	1,483 【87.8%】	1,640 【98.2%】	1,657 【100.0%】
(調査名・資料出所、備考) 1 地域包括支援センターの運営状況に関する調査(老健局振興課)					

## 5. 事前評価の概要

<b>必要性の評価</b>
<p>要支援・要介護状態になる前からの介護予防を推進するとともに、地域における包括的・継続的なマネジメント機能を強化する観点から、「地域支援事業」を創設する。</p> <p>本事業は、要介護者の増加の抑制、ひいては介護保険の給付費の抑制という観点及び地域における包括的な支援体制の確立という観点から一定の公益性があり、行政関与の必要性が認められる。</p> <p>また、将来にわたる制度の「持続可能性」を高める等、制度全体の枠組みに関するテーマであり、全国的に事業を展開する必要があるため、国が関与する事業とする一方、事業の実施の主体を地方公共団体とすることにより、地域のニーズに応じた実施を図ることができる。</p> <p>今後も、急速な高齢化の進展に伴い、要介護者の増加が予想されることから、要支援・要介護状態にならないようにするための施策を早急に展開していく必要がある。また、一人暮らしの高齢者や認知症高齢者の急激な増加が予想されることから、地域における支援体制を早急に展開していく必要がある。</p>
<b>有効性の評価</b>
<p>要支援・要介護状態の防止に資することにより、要介護者の増加の抑制、ひいては介護保険の給付費の抑制につながる。また、虐待の早期発見や地域高齢者の実態把握等に資するものである。</p>
<b>効率性の評価</b>
<p>要支援・要介護状態になる前から介護予防に取り組むことにより、介護給付費の増加の抑制を図ることができ、かつ、民間事業者や地方公共団体がニーズに応じた役割を果たすことができるため、本事業は効率的で適正な手段である。</p> <p>介護給付費について、現行制度で推移した場合、第5期(平成24～26年度)には10.6兆円になると見込まれるところ、給付の重点化・効率化により8.7兆円(19%減)になることを見込んでおり、このうち介護予防の推進による効果はおよそ半分程度であると見込んでいる。</p>

## 6. 事後評価の内容

## (1) 有効性の評価

<b>政策効果が発現する経路(投入→活動→結果→成果)</b>
<p>・各保険者が介護予防事業を実施→参加者の健康状態の維持・改善→介護給付費の増加抑制→介護保険財政の健全化→将来にわたる制度の持続可能性を確保</p> <p>・各保険者が包括的支援事業を充実→地域包括支援センターを中心とした関係機関の連携強化→地域の高齢者に対する支援体制の確立</p>
<b>有効性の評価</b>
<p>介護予防事業の実施により、介護予防に関する十分な理解が促進され、介護予防に関する普及・啓発や自主的な地域活動の育成・支援が実施されるとともに、要支援・要介護状態となるおそれの高い高齢者(特定高齢者)について、平成19年度には54,793人が改善しており、前年度の16,144人に比べて大幅に増加している。</p> <p>また、包括的支援事業として、高齢者への総合相談機能や要支援認定者への介護予防マネジメント、処遇困難事例を抱えるケアマネジャーへの支援機能を有する地域包括支援センターを設置することとしているが、この地域包括支援センターは、平成18年度の創設以降、急速に増大し、平成20年度には、目標であった全保険者へ設置が実現した。このように、包括的支援事業の実施によって、地域で高齢者が安心して暮らすことのできるための包括的な支援体制づくりが進められている。</p>

さらに、任意事業として、地域社会における様々な社会資源を活用し、高齢者等のための各種活動を支援することにより、平成19年度には235の市町村が高齢者の生きがいと健康づくり推進事業を実施するなど、高齢者の生きがいづくりを支援しているものであり、本事業は、高齢者が地域において自立した日常生活を営むことに資する事業であると言える。

したがって、地域支援事業は、高齢者の介護予防、健康づくり、生きがいづくり、社会参加を推進するための有効な事業であると評価できる。

事後評価において特に留意が必要な事項

なし。

## (2) 効率性の評価

効率性の評価

高齢者の介護予防・健康づくりを推進し、高齢者の自立を支援していくためには、高齢者が可能な限り要支援・要介護状態とならないようにしていくことが必要である。地域支援事業の介護予防事業においては、要支援・要介護状態となるおそれの高い特定高齢者に対して、介護予防を行う特定高齢者施策の実施などを通じて、状態が改善する者が増大するなど、効率的に介護予防・健康づくりの推進を図っていると言える。

特定高齢者施策の導入前においては、特定高齢者候補者1,000人中56人が1年後に悪化していたのに対し、特定高齢者施策の導入後では、特定高齢者1,000人中49人が1年後に悪化するという結果になっており、特定高齢者施策の導入により悪化者の発生率が11.4%減少することが確認された。

費用分析においては、要支援1の者や特定高齢者の者1,000人を1年間追跡した場合にかかる費用について、予防給付サービス等の導入前後で比較したところ、予防給付サービス等の導入により、要支援1の者については約10万7千円、特定高齢者については、約2万円の費用が減少することが確認された。

また、介護予防・健康づくりの推進にあたっては、地域ごとの特性を踏まえつつ、地域の中で介護予防のケアマネジメントを行っていくことが必要であるが、地域支援事業においては、包括的支援事業の中で、介護予防サービスのケアマネジメントを行っており、効率的に介護予防・健康づくりの取組を推進しているものと考えられる。高齢者の生きがいづくりや社会参加の推進を図るためには、地域の特性に応じた取組が必要だが、地域支援事業の任意事業については、市町村独自の取組を行える事業となっており、生きがいづくりや社会参加の推進を図るための効率的な取組であると考えられる。

以上のように、地域支援事業は、介護予防、健康づくり、生きがいづくり及び社会参加を推進するための効率的な取組であると評価できる。

事後評価において特に留意が必要な事項

なし。

## (3) その他(上記の他、公平性及び優先性等、評価すべき視点がある場合に記入)

なし。

## (4) 政策等への反映の方向性

地域支援事業が高齢者の介護予防、健康づくり、生きがいづくり、社会参加を推進するための有効かつ効率的な事業であるという評価結果を受けて、平成22年度予算概算要求において、所要の予算を要求する。

## 7. 特記事項

①国会による決議等(総理答弁及び附帯決議等含む。)の該当

(1) 有・無

(2) 具体的記載

②骨太の方針・各種計画等政府決定等の該当

(※安心プラン・新雇用戦略等当省重要政策含む。)

(1) 有・無

(2) 具体的内容

③ 審議会の指摘

(1) 有・無

(2) 具体的内容

④ 研究会の有無

(1) 有・無

(2) 研究会において具体的に指摘された主な内容

⑤ 総務省による行政評価・監視及び認定関連活動等の該当

(1) 有・無

(2) 具体的状況

○ 介護保険事業等に関する行政評価・監視結果に基づく勧告（平成20年9月）

「要介護等状態の軽減又は悪化を防止することにより介護保険給付費の抑制を図る観点から、次の措置を講ずる必要がある。

① 介護予防サービス等の利用により要支援1及び要支援2の状態を維持・改善するという効果を広く広報することにより、介護予防サービス等の利用促進を図ること。

② 介護予防サービス計画の作成について、介護報酬が妥当なものであるか否かについて、検証すること。

③ 特定高齢者に対する介護予防事業について、費用対効果の観点から厳密な分析を行い、その結果を踏まえ、事業の在り方を検討すること。」

⑥ 会計検査院による指摘

(1) 有・無

(2) 具体的内容

⑦ その他